



### 荒川南部地域保全会（荒川南部土地改良区）（栃木県那須烏山市）

- 栃木県那須烏山市は、栃木県東部に位置し、一級河川荒川沿いに展開する水田農業地帯である。地形勾配は1/40程度で谷津田（周囲を山に囲まれた水田）が多く見られる。
- 本地区の基幹産業は農業であり、農家一戸当たりの耕地面積は約1.2ha程度で、比較的小規模な農家が多く高齢化や後継者不足などから担い手や農事組合法人への農地集積が進んでいる。今後の人口減少や農事従事者の減少から地域の農地をいかに維持していくかが問題となっている。
- 荒川南部地域保全会は、荒川南部土地改良区及び土地改良区の管内4自治会が参加し平成20年4月に設立された。活動は概ね土地改良区が主導しており、会計事務も土地改良区に委託している。安定した運営体制を背景に、現在は高齢化や人口減少への対応として草刈応援隊の結成や、企業との連携も進めており、メディアに取り上げられるなど先進的な活動を行っている。

#### 【地区概要】

- ・取組面積 96.3ha  
（田 88.4ha、畑 7.9ha）
- ・資源量 水路29.3km、農道15.1km、ため池4箇所
- ・主な構成員 農業者、自治会、育成会、子供会、土地改良区等
- ・交付金 約4.5百万円(R4)

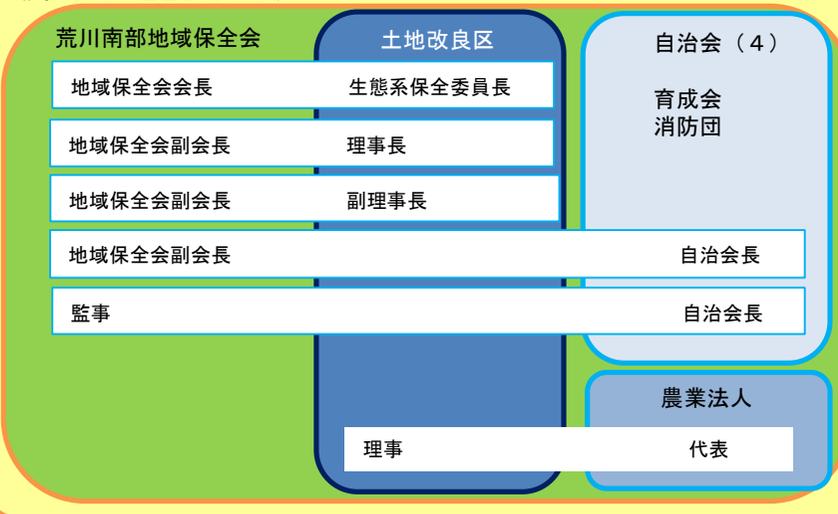
農地維持支払  
資源向上支払(共同)

#### 活動開始前の状況や課題

- 平成13年度に荒川南部土地改良区を設立して以来、自然環境の保全に配慮したほ場整備事業や景観保全に取り組んでいたが、土地改良区の予算及び人員にも限りがあり、農業用施設の細部まで目が届かない状況であった。また地域住民の高齢化や人口減少も相まって、農地・施設の維持管理に苦慮していた。
- このため、平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策（現多面的機能支払交付金事業を）を活用することが検討されたが、複雑な会計事務作業がネックとなっていた。

#### 取組内容や連携内容

- 土地改良区に生態系保全委員会を設置し、多面的機能支払の会計処理、計画策定などを主導している。
- 平成30年から継続してヒマワリの植栽活動を行っており、その景観がSNSで話題を呼び、多面支払の活動が幅広く認知された。
- 平日に活動可能な構成員で草刈応援隊を結成し、農業者の負担軽減や地域住民の事故防止に貢献している。
- 下記体制図のとおり、自治会、土地改良区の役員が活動組織の役員を兼務することとしている。



#### 取組の効果

- 自治会、土地改良区の役員が活動組織の役員を兼務することにより、役員会での協議・決定が円滑に進み、また、自治会間のスムーズな意思疎通が可能となった。
- 土地改良区が主導して地域の資源保全管理活動を実施していくことで地域での認知度も向上し、土地改良区の事業に対する地域住民の理解も得やすくなった。
- ヒマワリの植栽活動に興味を持った地元関連企業から活動に参加したいと申出があり、連携が連携を呼ぶ良い循環が生まれている。
- 草刈応援隊の活動を効率的に実施するために、(単独自治会であれば購入が難しかった)自走式草刈機を導入し、構成員の負担軽減となっている。



## きっかけ (H19.10)

活動組織設立時に、面倒な会計事務作業が構成員のネックとなっていた。

### Step1 (H19.10)

#### 事業説明会

- 事務委託組織の概要、規約、事務受託規程、事業計画、予算についての説明

○ 農地・水・環境保全向上対策事業を実施するに当たって管内4つの自治会から参加の申出があり、土地改良区と自治会を中心とした活動体制となった。

### Step2 (H20.1)

#### 事業説明会

- 規則、内規、事業計画案の提示
- 活動組織役員の提示
- 交付金配分方法案の提示
- 対象農用地の提示
- 参加意向の確認

### 連携による波及効果

○ 土地改良区と活動組織が連携したヒマワリの植栽活動がSNSで取り上げられ話題となり、地域を訪れる人が増加した。

○ メディアに取り上げられたことで地域内での認知度が向上し、地元企業から活動に参加したいと申出があり、連携の連鎖が起こった。



### 農業団体と連携するメリット

#### 活動組織のメリット

○ 土地改良区に会計処理を一任することにより、活動に専念できる。

○ 活動の運営体制が安定していることにより、面積の増加や、企業との連携、新たな取組にチャレンジしやすい。

○ 土地改良区の職員が活動に参加することにより、構成員の高齢化、人手不足といった課題が解決される。

○ 活動組織の役員を土地改良区及び自治会の役員が兼務することにより、組織の動きが機敏となり、活動しやすい。

#### 土地改良区のメリット

○ 土地改良区が会計事務作業を受託することで非農家に対して土地改良区の認知度を向上させることができた。

○ 会計処理や資源向上活動の企画などを担うことで地域住民からの信頼度が増した。(R2年度には住民側から事務委託料の値上げの申出があった。)

○ 土地改良区が行う業務に対して地域住民の理解が得やすくなった。

○ 受益地内の施設管理が効率的に行えるようになった。

○ 土地改良区の役員が活動組織の役員を兼務することにより計画策定や意志決定がスムーズに進む。

### Step3 (H20.4)

#### 設立総会

- 規則、内規、事業計画の決定
- 活動組織役員の決定
- 交付金配分方法の決定
- 対象農用地の決定
- 参加同意の最終決定

### 今後の展望

- 地域の輪を大切に、継続して活動していきたい。
- 農業を取り巻く環境や地域状況の変化を見ながら少しずつ新たな取組を導入していきたい。
- 地元企業との連携をさらに充実させ、地域の活性化に貢献していきたい。

### Step5 (R5.6)

#### 地元企業と連携開始

○ 地域貢献を模索していた地元企業と高齢化・人手不足に悩んでいた活動組織が上手くマッチングして連携が実現。活動組織が平成30年から継続しているヒマワリの植栽活動を共同で実施し、新たな取組としてスタートした。

### Step4 (R2.4)

#### 取組面積の拡大

○ 設立時は4自治会の範囲のうち、土地改良事業を実施した区域のみを取組対象としていたが、地域資源の保全活動を一層充実させるため、4自治会の範囲全てを対象に追加し、取組面積を82.3haから96.4haに拡大させた。これにより活動の活性化や大型機械の導入がより容易となった。